

甲賀市地域防災計画修正の概要について

(令和4年度第1回防災会議～令和5年度第1回防災会議)

1. 甲賀市地域防災計画とは

甲賀市では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市域における災害に対する予防、応急対策及び復旧・復興等に関する事項を定めた「甲賀市地域防災計画」を策定している。

2. 計画修正の趣旨

本市地域防災計画(原子力災害対策編を含む)について、滋賀県の計画修正や関係機関の修正を踏まえ修正を行うもの。

3. 主な修正内容

防災会議の協議結果に基づき、主に下記の内容について防災計画の修正を実施(資料は市ホームページ「甲賀市防災会議」各回の防災会議に掲載)。

【令和4年度(第1回)】

(1)市組織改編に伴う地域防災計画の読み替え 資料1-1

・市の組織改編に伴い、【資料1-1】のとおり読み替え

(2)避難情報の発令マニュアルの見直し 資料1-2 資料2当日追加

・気象庁による「防災気象情報の伝え方の改善」に係ることを反映
・危険度分布(キキクル)の色について、「薄紫と濃い紫」により分けて表示していたものを「紫」として一本化し、警戒レベル4 避難指示相当情報として整理がされたことからこれに応じた当市の避難情報の発令を明確化

【令和4年度(第2回)】

(1)大規模滞留発生時の相互連携について(雪害対策に係る体制強化) 資料1-1

・令和5年1月の大寒波に伴う雪害時に発生した大規模滞留等の際における関係機関との相互連携について国の防災計画を参考に追記

(2)安否不明者の氏名等公表について 資料1-1

・令和3年7月に発生した熱海市伊豆山土石流災害の際の教訓等も踏まえ、国の防災

基本計画を参考に明記

(3) 防災教育の推進について **資料1-1**

- ・県の地域防災計画に整合させるものではあるが、甲賀市としても、防災教育について現場で活動している消防団員・防災士等に現場の生の声を伝えてほしいとの考えもあることから、県の地域防災計画を参考に追記

(4) 気象予警報等伝達計画の見直し及び南海トラフ地震に関する情報の追加について **資料1-1**

- ・県の地域防災計画に整合して注意報、警報等の種別を修正
- ・国指定の南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村に指定されているため、南海トラフに関する情報を追記

(5) 早期開設の避難場所の運用変更について **資料1-2**

- ・災害リスクに応じて避難場所を開設することとし、運用パターンを追加
- ・災害リスクが低いと想定される場合・・・「中核避難場所」を5箇所設置
災害リスクが高いと想定される場合・・・従来どおりの25施設を設置

【令和5年度（第1回）】

(1) 広域的な防災拠点「防災道の駅」(具体的な位置づけ内容)について **資料1-1**

- ・令和4年7月の防災会議にて道の駅あいの土山再整備計画の中で防災機能をもたせることについて決定したことにより、甲賀市地域防災計画へ広域的な災害活動拠点としての位置づけを明記する。
- ・防災道の駅としての認定に向け、今後県の地域防災計画への位置づけを経て、県及び国の新広域道路計画への位置づけをしていく。

(2) 浸水想定区域内にある災害時要配慮者利用施設の追加等について **資料1-2**

- ・新規開設施設2件、名称変更施設1件に伴い、追加及び修正をする。

(3) 「甲賀市原子力災害対策編」の修正について **資料1-2**

- ・令和5年3月に「原子力災害に係る滋賀県広域避難計画」が改正され、県内における避難先のマッチングが公表されたことに伴う県の避難計画に準拠することにより、追記及び施設概要の修正をする。
- ・長浜市広域避難受け入れの基本的な流れについての説明。

(4) 自主避難場所(株式会社ティ・コム(信楽町勅旨区))の追加について **資料1-2**

- ・令和4年9月に信楽勅旨区が株式会社ティ・コムとの間で災害時に避難場所として駐車場を使用する覚書を締結されたことにより、株式会社ティ・コムを自主避難場所に追加する。

(5) 市組織改編に伴う地域防災計画の修正について **資料1-3**

- ・令和5年度までの市の組織改編に伴い、地域防災計画について資料1-3のとおり読み替える。
- ・地域防災計画別冊の甲賀市災害時職員初動マニュアルについて、各部局と協議し、更新完了した。今後、各部局と共有する。